

# 秋田県への移住をお考えの皆様へ！ 令和2年度「はじめての秋田暮らし応援事業」のご案内

秋田県内に移住された方に、引越費用等を最大12万円助成します！

## 事業概要

### ■ 事業名称

令和2年度 はじめての秋田暮らし応援事業

### ■ 助成額

1世帯につき最大12万円

※ 全体の申請状況により、予算に合わせて減額する場合があります。

※ 助成申請は、1世帯につき1回までです。

### ■ 助成対象者

移住定住登録（※1）をした上で、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに、秋田県内へ移住した方

- ・ 助成申請は、助成対象者である移住者が行います。
- ・ 移住者の方が、秋田県と県内市町村が共同して実施する「移住支援金交付事業」による「移住支援金」の交付を受けている場合、交付申請中の場合、交付対象となる可能性のある場合は、「はじめての秋田暮らし応援事業」の助成対象外となります。（「移住支援金」の交付対象となる可能性については、別紙フローチャートにてご確認ください。）

※1 県が実施している登録制度です。登録することが本事業の対象要件となります。また、ご登録されると様々なサポートが受けられます。詳しくは「秋田県移住・定住総合ポータルサイト」をご覧ください。

URL : <https://www.a-iju.jp/>

### ■ 助成対象経費

「家財の運送に係る経費」、「暖房機器の購入等に係る経費」、「除雪機具の購入に係る経費」、「冬季自動車用品の購入等に係る経費」、「自動車免許の取得に係る経費」

### ■ 申請期限

令和3年2月10日（必着）

## 申請から助成金交付までの流れ

日程	内容	発送元 → 送付先
令和2年6月下旬～ ※移住された方へ、 順次ご案内します。	事業のご案内、 申請書様式等の送付	県 → 移住者
令和2年12月1日～ 令和3年2月10日	申請書類の提出・受付	移住者 → 県
令和3年2月下旬～ 3月上旬	交付決定通知の送付	県 → 移住者
	請求書の送付・受理	移住者 → 県
令和3年3月中旬以降	助成金支給（振込）	県 → 移住者

## 助成対象となる経費

### ■ 家財の運送に係る経費

- ・ 対象 (○) : 県外から県内への引越しの際に運送業者へ支払った引越代
- ・ 対象外 (×) : 自家用車で引越した際のガソリン代、飛行機や新幹線の料金など

### ■ 暖房機器の購入等に係る経費

- ・ 対象 (○) : エアコン (設置経費含む) 、ストーブ、こたつ、電気毛布など
- ・ 対象外 (×) : クーラー、除湿機、布団乾燥機、灯油ポンプ、灯油用ポリタンク、電池など

### ■ 除雪機具の購入に係る経費

- ・ 対象 (○) : スコップ、スノーダンプ、除雪機など
- ・ 対象外 (×) : 長靴、手袋、衣類など

### ■ 冬季自動車用品の購入等に係る経費

- ・ 対象 (○) : スタッドレスタイヤ (ホイール・組付け経費含む) 、タイヤチェーン、スノーワイパー、スノーブラシ
- ・ 対象外 (×) : 廃タイヤ処理料、滑止め用具、霜取りスプレーなど

### ■ 普通自動車免許の取得に係る経費

- ・ 対象 (○) : 教習に要した費用、運転免許試験手数料、免許証交付手数料
- ・ 対象外 (×) : 免許の更新費用、種類変更費用、教習所までの交通費など

※ 普通自動車免許の取得に係る経費は移住の日の3か月前から申請日まで、その他の経費は移住の日の1か月前から申請日までに発生した費用が対象となります。

※ 暖房機器等、物品の購入に係る経費については、物品を秋田県内の事業者又は販売店から購入された場合のみ助成対象となります。例えば、インターネット通販等により、県外の事業者から物品を購入した場合は助成対象外となりますので、ご注意ください。

## 提出書類

### ■ 必ずご提出いただく書類

- (1) 補助金等交付申請書
- (2) はじめての秋田暮らし応援事業 助成基準額内訳表
- (3) 債権者口座情報 報告様式
- (4) 移住された方及び移住された方の世帯全員が記載されている、発行の日から3か月以内の住民票 (原本)  
※ 移住後に秋田県内で転居している場合は、転居前に取得した住民票等、住所の変遷を確認することができる書類をご提出いただきます。
- (5) 領収書やレシートなど、助成対象経費の支払いが確認できる書類 (原本)  
※ 台紙にのり付けの上、ご提出いただきます。
- (6) 誓約書
- (7) 請求書

### ■ 該当する場合、ご提出いただく書類

- (8) 暖房機器、除雪機具又は冬季自動車用品の購入に係る経費の助成を申請する場合、購入した物品の写真  
※ 台紙にのり付けするか、A4版の紙に画像を印刷の上、ご提出いただきます。
- (9) 普通自動車免許の取得に係る経費の助成を申請する場合、免許証のコピー

## 本助成金の申請に関する窓口

### 秋田県あきた未来創造部 移住・定住促進課 移住促進班

〒010-8570 秋田市山王4-1-1 県庁本庁舎5階 (8時30分～17時15分、土日祝休)

TEL : 018-860-1234、E-MAIL : iju@pref.akita.lg.jp